

「どの医師が意見を述べるのか」

福岡産業保健総合支援センター

産業保健相談員（産業医学） 堀江正知

働き方改革のきっかけは少子高齢化です。2018年の合計特殊出生率は1.42で、史上最低であった2005年の1.26よりやや回復しましたが、先進国の人口維持水準とされる2.07を下回っていて、生産年齢人口は確実に減少します。新たな労働参加が期待されているのは、定年退職者、就業していない女性、来日する外国人などです。病気や心配ごとを抱えつつ働く人は確実に増加します。したがって、職場や作業を知る医師による助言や指導はますます重要になるでしょう。

ところで、健康診断や面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取は、すべての事業者に課せられた法令上の義務ですが、実施率は40～70%にとどまっています。この政策の目的は、事業者が個人の健康状態に合わせて職場環境や作業方法を改善することです。しかし、職場や作業を見たことがない医師が担当すると、有効な意見を述べるのが困難です。また、治療の開始や強化が必要な人を見つけた際に、継続的な支援ができない医師の場合は、本人の同意なしに主治医や事業者に情報を伝えることもできません。

改正労働安全衛生法では、産業医による健康相談の体制整備や産業医への情報提供といった新たな政策が規定されました。しかし、従前から法令が規定してきた政策を、中小企業労働者や非正規労働者を含むすべての労働者にきちんと提供することも忘れてはなりません。ますます多様な健康状態の労働者が働く時代を迎えるに当たって、どの医師から意見をもらうのが最善なのか、それぞれの事業場でよく考え、備えておく必要があるでしょう。